

飲食業・旅館業経営者の皆様は
必見です!!

NO.7

今や”分煙”もサービスの一環です (受動喫煙防止対策 助成金)



最近外食するためにお店に入ると、必ずと言っていいほど喫煙席と禁煙席のどちらが良いか聞かれませんか？数年前まではあまり見掛けなかった光景ですが、飲食店のみならず、喫煙者と禁煙者の振り分けは、今や当たり前の時代です。もし「そろそろウチも本格的に分煙サービスを考えてるんだけど、費用がね…」とお感じでしたら今がチャンスです。

今回ご紹介するのは、新たに喫煙所を設置するなどの分煙対策を行った会社に対して、その費用の一部を補助するというもので、今年の10月より始まったばかりの助成金「**受動喫煙防止対策助成金**」です。

以下が大まかな内容となります。ご確認ください。

◎対象となる会社

1. 労災保険の適用を受けていること
 2. 中小企業であること
 3. 飲食店営業・喫茶店営業・旅館業経営を行っている会社であること
 4. 3.の営業場所（室内またはこれに準ずる施設）で、顧客に向け喫煙できるサービスを提供する中、喫煙室を設置し、喫煙室以外での喫煙を禁止していること
 5. 喫煙室設置時の書類を保管していること
- ※喫煙室の設置だけでなく、換気装置を設置した場合にも支給対象となる場合があります

◎助成金額

喫煙室設置に係る費用の **1/4 (上限200万円)**



なお、申請をするためには、事前に計画書を作成し届け出る必要があります。また、上記以外にもいくつかの支給要件がございますので、ご興味ご関心がございましたら、是非ご連絡ください。

(平成23年10月現在)